



事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 7 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
茨城県支部 支部長 殿

茨城労働局労働基準部
健康安全課長

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

平素より労働基準衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記については、既に令和 2 年 8 月 5 日付け基安労発 0805 第 2 号をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から別添のとおり各関係団体の長に対し要請を行ったところです。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、政府関係省庁においても、7 月 1 日から 8 月 31 日を「熱中症予防強化月間」と設定し、より一層の周知を関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、本年 7 月末までに報告があった全国の熱中症の件数を取りまとめた結果、別紙 1 のとおり猛暑であった昨年同時期と比較して、6 月については、速報値で死傷者数が 2 倍以上となっています。

例年、熱中症の発症は 7 月から 8 月にかけて急増し、県内の職場においても、別紙 2 のとおり、熱中症の発生状況（休業 4 日以上労働災害）から、過去 10 年の熱中症発生件数 176 件のうち、7 月及び 8 月における発生件数が合計 142 件と全体の 80.7% を占め、最も熱中症に警戒する時季となっています。

本年は、新型コロナウイルス感染症に備えた「新しい生活様式」を導入により、在宅勤務などにより気温の急激な上昇に対し、労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）できず、熱中症の発症や重篤化が懸念され、このような状況下で夏季休暇後に、熱順化していない身体で業務再開を行う際には細心の注意が必要です。

貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、労働者の熱順化の状況を踏まえた対策等に留意し、熱中症予防対策に一層の取組を進めるよう、傘下会員等への周知について特段の御理解と御協力を本職からも改めてお願いいたします。

基安労発 0805 第 2 号
令和 2 年 8 月 5 日

別記関係団体の長等 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）によりお示しし、令和 2 年の職場における熱中症予防対策については、令和 2 年 3 月 25 日付け基安発 0325 第 2 ～ 4 号により「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施し、業所管省庁や関係団体等と連携して取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数を取りまとめた（別紙）ところ、昨年同時期と比較して、6 月については、速報値ではあるものの、死傷者数が 2 倍以上となっていました。

例年、熱中症の発症は 7 月から 8 月にかけて急増するところ、今年は、新型コロナウイルス感染症に備えて「新しい生活様式」を導入したことに伴い、在宅勤務や業務量の偏りが生じているところも多くなっています。7 月末からの気温の急激な上昇に対し、労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していないと、熱中症の発症や重篤化が懸念されます。また、こうした状況で、夏季休暇後に、暑さに慣れていない身体で業務再開を行う際には細心の注意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、関係事業場において、上記の労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、基本対策及びキャンペーンに基づく職場での熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成 31 年・令和元年、令和 2 年）（人）

	5月 以前	6月	7月	7月までの 累計数
令和 2 年	14	57	22	93
※同年 7 月末時点の速報値	(1)	(0)	(2)	(3)

平成 31 年・令和元年	28	24	20	72	8月	9月	10月 以降
※同年 7 月末時点の速報値	(0)	(0)	(7)	(7)			
平成 31 年・令和元年	30	45	177	252	472	97	8
※確定値	(0)	(1)	(5)	(6)	(15)	(3)	(1)

- 令和 2 年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7 月末までの累積確定数は 300 人以上に上ると推定される。
- 平成 31 年・令和元年 8 月（確定値）において、450 人を超える被災者が発生したことから、本年 8 月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
- ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
- ※ 「5 月以前」は 1 月から 5 月まで、「10 月以降」は 10 月から 12 月までの合計。
- ※ 休業 4 日以上 の労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

（参考）平成 31 年・令和元年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死傷者（死亡・休業 4 日以上）は、前年より減少したものの 829 人と依然として多く、うち死亡者は 25 人となっています。死亡災害の発生は 8 月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業 10 人、製造業と警備業がそれぞれ 4 人などとなっています。死亡災害には、防護服や着ぐるみなど、通気性の悪い衣服を着用していた事例も含まれています。

死傷者については、過去 10 年で初めて製造業での発生が建設業より多くなりました。炎天下での作業だけでなく、通風の悪い屋内作業においても注意が必要です。また、熱中症が原因で、高所から墜落する、車両の運転中に交通事故が起きるなど、第三者を巻き込みかねない事例もあります。

職場における熱中症の最近の発生状況(茨城県内)

熱中症の発生状況(休業4日以上 の労働災害)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	計	
発生件数		(3) 24	14	9	(3) 12	(1) 30	13	10	(1) 11	27	(1) 26	(9) 176	
年齢別	～19歳		1	2		2			1	2		8	
	20～29歳		2	1	(1) 1	7	2	3	3	2	3	(1) 24	
	30～39歳	(2) 7	6	2	(1) 3	4	2		3	5	4	(3) 36	
	40～49歳	7	3	2	(1) 3	7	1	3	1	4	4	(1) 35	
	50～59歳	6	1	2		5	(1) 5	6	2		7	8	(1) 42
	60歳～	(1) 4	1				5	2	2	(1) 3	7	(1) 7	(3) 31
業種別	製造業	(1) 10	3	2		3	8	4	4	3	8	7	(1) 52
	建設業	4	4	3	(2) 4	(1) 9	5	4	(1) 2	3	4	(4) 42	
	運送業	4	2	1			3	2		2	6	4	24
	商業	2	1		(1) 2	3			1	3	1	(1) 13	
	その他	(2) 4	4	3		3	7	2	2	3	7	(1) 10	(3) 45
性別	男	(3) 22	13	9	(3) 9	(1) 24	13	8	(1) 8	24	(1) 20	(9) 150	
	女	2	1			3	6		2	3	3	6	26

資料出所 労働者死傷病報告による なお、()内は死亡者数で内数

(1) 熱中症による発生件数の推移

職場の熱中症による死傷者数は、平成21年以降、平成26年の30人が最も多く、業種別では、製造業及び建設業の2業種で全体の半数強(53.4%)を占めています。死亡災害は、平成22年及び平成25年に3人、平成26年、平成29年及び令和元年に1人発生しています。月別でみると7月から8月までに多く発生しており、特に梅雨明け直後の暑さに慣れるまでの間は、十分に休憩を取りながら徐々に身体を慣らす(熱への順化)とともに、その後も暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮などにより熱中症を予防しましょう。

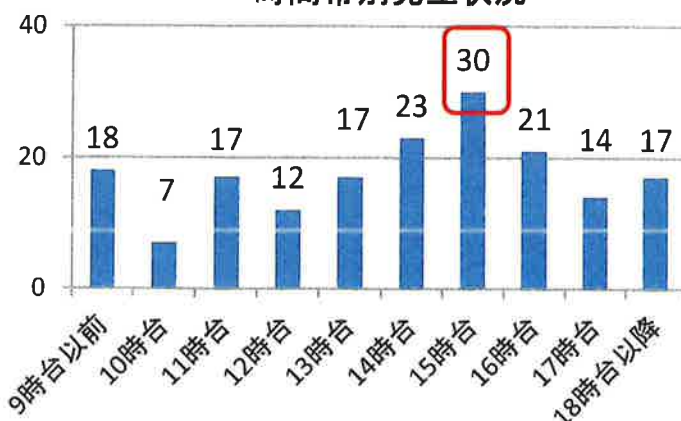
熱中症の発生件数の推移



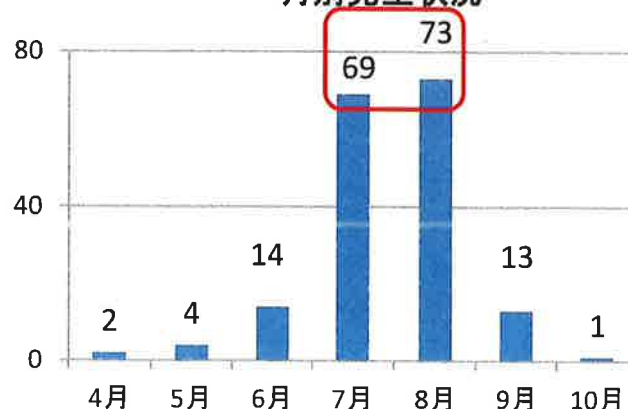
平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年

(2) 時間帯別では、ほぼ平均的に発生していますが、15時台に多く発生しています。また、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化するケースも散見されますので、異常を感じたらすぐに病院へ受診するか、救急隊を要請しましょう。

時間帯別発生状況



月別発生状況



職場における熱中症の最近の死亡災害事例(茨城県内)

月	業種	地域	年齢	気温*	発生状況
7	建築 工事業	県南	40歳台	32.9℃	被災者は、木造家屋新築工事現場で午前中から作業を行い、作業終了後片付けをしていたが、午後4時頃に現場内で倒れているところを発見されて、救急車で病院に搬送されたが、同日に死亡した。
	土木 工事業	県南	50歳台	32.1℃	被災者は、道路建設工事現場で除草中、午後3時頃に自力で歩くことができない状態になったため、社用車で病院に搬送されたが、同日に死亡した。
	その他の 接客 娯楽業	県西	60歳台	32.2℃	被災者は、ゴルフ練習場内で芝刈機の調整中、気分が悪くなり休憩していたが、体調が回復しないため、救急車で病院に搬送されたが、16日後に死亡した。なお、環境省熱中症予防サイトによるWBGT値(暑さ指数)は31.3℃。
8	その他の 建設業	県南	20歳台	35.0℃	被災者は、午前中から除草作業を行い、午後に単独で除草中、午後4時50分頃に現場内で倒れているところを発見されて、救急車で病院に搬送されたが、9日後に死亡した。
	小売業	県南	30歳台	35.8℃	被災者は、コンクリートミキサー車を運転し、工事現場に生コンを納品後、汚れた道路を清掃中、倒れてけいれんを起こしたため、救急車で病院に搬送されたが、翌日に死亡した。
	建築 工事業	県西	70歳台	35.3℃	被災者は、木造家屋解体工事現場で散水中、熱中症によりコンクリート床面で倒れて、転倒時に保護帽を着用していたが、あご紐が緩くて外れたため、頭部を強打したことから、救急車で病院に搬送されたが、7日後に死亡した。なお、環境省熱中症予防サイトによるWBGT値(暑さ指数)は30.4℃。

* 工事現場の気温が不明な事例については、気象庁ホームページで記載されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示している。

守らないとイエローカード

～熱中症対策十か条～

1. 「熱中症」の危険の認識
2. 熱中症指標計による「WBGT値」の測定
3. 作業時間の短縮と涼しい場所でのこまめな休憩
4. 高温多湿な作業には1週間以上かけての体の慣化
5. 熱放射を反射するような白い作業服や保護帽の着用
6. 作業前後及び作業中の水分及び塩分の摂取
7. 次の症状が出たら直ちに休息
「めまい」「失神」「筋肉痛」「筋肉の硬直」「大量の発汗」
「頭痛」「気分が不快」「吐き気」「嘔吐」「倦怠感」「虚脱感」
8. 日頃からバランスの良い食事の心がけ
食べ過ぎ・飲み過ぎ注意、ウェイトコントロールの心がけ
9. 過度な運動の日曜からの実践、体力の維持・増進
10. 十分な睡眠、疲労回復

熱中症防止対策グッズ

1. WBGT値(暑さ指数)の測定
・熱中症指標計
2. 発症者に対して応急手当を行うのに必要な物
・冷却剤
(水のう、アイスバックなどと、冷水を作るために十分な水)
・冷たいおしぼり
・送風器具(送風できるもの、うちわ、扇風機など)
・水(可能ならばその中に氷を入れておく)
・食塩水(塩分濃度0.1～0.2%)
・スポーツドリンク(ナトリウム40～80mg/100ml)
・経口補水液等

茨城県産業保健総合支援センター
茨城労働局労働基準部

熱中症にレッドカード(救急処置)

